

バス路線の廃止申し出に伴う金武地区における代替交通の確保について

西鉄バス金武線・橋本線について、平成22年3月30日に西日本鉄道（株）から福岡県バス対策協議会に対して、平成23年4月1日に廃止する旨の申し出がなされた。申し出のとおり廃止された場合、金武校区の一部において、バス停・鉄道駅から1km以上離れた「公共交通空白地」を新たに生じることから、生活交通を確保するため、市の支援に基づく代替交通の運行について検討を行っている。

平成23年4月1日の金武地区における代替交通の運行開始に向けて、「公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例」に基づき「生活交通特別対策区域」として指定する必要がある。

○ 廃止申し出の内容 ※ 新たに公共交通空白地を生じるもののみを記載

廃止予定日 : 平成23年 4月 1日

廃止予定区間 : 橋本線 南金武 ~ 羽根戸 ~ 壱岐ヶ丘中学校前 (3.13km)

金武線 四箇田団地 ~ 羽根戸 ~ 田村三丁目 (2.41km)

<参考> 廃止予定区間における1日あたりのバス利用者数 (平成22年5月~6月 調査)

バス路線	平日	土曜日	日祝日
橋本線	23人	15人	6人
金武線	66人	26人	13人
合計	89人	41人	19人

○ 地域の状況

本市全域の平均と比較して、人口増加率は低く、高齢化率は高い。

地域	人口		人口増加率	高齢化率	世帯数	
	H12	H17	H12→H17	H17	H12	H17
大字飯盛	533人	551人	3.4%	31.0%	124世帯	122世帯
大字吉武	701人	716人	2.1%	34.1%	178世帯	186世帯
全市	約134万	約140万人	4.5%	15.2%	約60万世帯	約65万世帯

※高齢化率：総人口に占める65歳以上の人口の占める割合

○ 主な経緯

- 平成22年 3月 福岡県バス対策協議会に対してバス路線の廃止の申し出
- 6月 地元説明（金武校区・壱岐南校区）
- 7月 住民アンケート実施（金武校区）→ 回答者数：1778人
- 7月 金武校区自治協議会から市及び西鉄に対して路線存続の要望
- 9月 金武・橋本地域バス連絡協議会立ち上げ
（金武校区自治協議会、西日本鉄道株式会社、福岡市）
→ 平成23年3月までに5回開催

金武・橋本地域バス連絡協議会の開催状況

	開催日	主な協議事項
第1回	平成22年 9月 6日	・協議会の設置、代替交通の検討について
第2回	平成22年10月 1日	・運行内容検討（支援の考え方・運行経路）
第3回	平成22年11月 2日	・運行内容の検討（運行経路） ・利用促進策の検討
第4回	平成22年12月 6日	・運行内容の検討（運行経路・ダイヤ等） ・利用促進策の検討
第5回	平成23年 3月 7日	・運行内容の検討（最終案） ・利用促進策の検討

○ 代替交通の運行内容の検討

現在のバスの利用状況や住民アンケートの結果、周辺地域におけるまちづくりの動向を踏まえ、金武・橋本地域バス連絡協議会において、地域、交通事業者、市の三者で代替交通の運行内容等について協議・検討を行った。

バスの利用状況

- ・金武校区からは姪浜及び野方への利用が多い。（橋本線）

住民アンケートの結果

- ・住民の外出先として、天神周辺に次いで野方周辺が多い。
- ・代替交通に対して「地下鉄への乗り継ぎの便利さ」を求める意見が多い。

周辺地域におけるまちづくりの動向

- ・橋本駅周辺における大型商業施設の開業
- ・かなたけの里公園の整備

金武・橋本地域バス連絡協議会での意見

- ・区役所のある姪浜までの運行を求める意見
- ・地下鉄七隈線橋本駅への増便を求める意見



代替交通の運行内容（案）

・運行区間

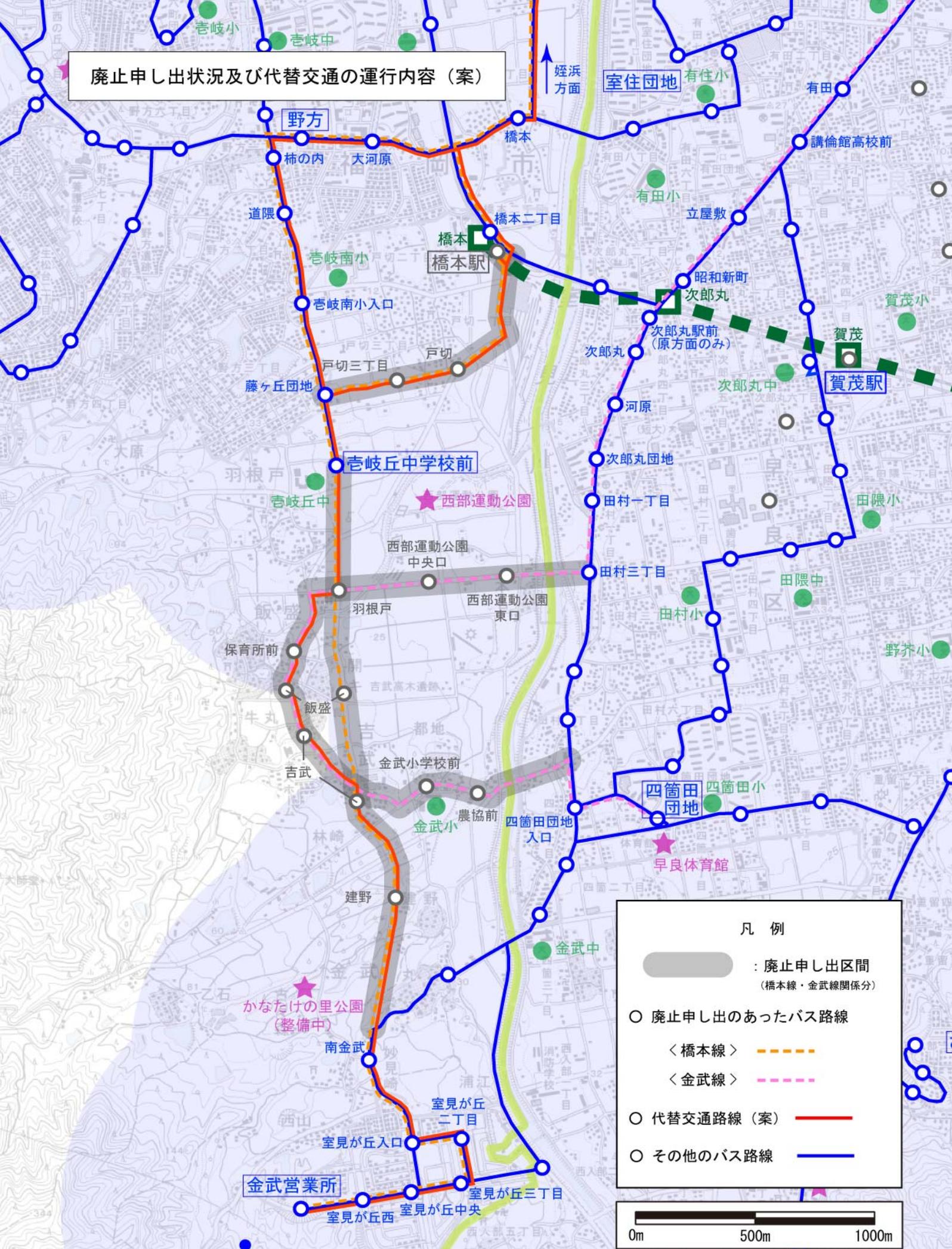
金武営業所 ～ 橋本駅・野方 ～ 姪浜駅南口 ～ 国立医療センター

ただし、金武校区と地域の拠点の野方及び橋本駅を結ぶ区間のみを支援の対象とする。

・運行本数（1日あたり）

	現行 (橋本線・金武線の合計)	代替交通（案）
平日	11.5 往復	8.0 往復
土曜日	8.5 往復	5.5 往復
日祝日	8.5 往復	5.5 往復

廃止申し出状況及び代替交通の運行内容（案）



バス停または鉄道駅から 1 km 以内の地域

議案 2 金武地区における生活交通特別対策区域の指定について

西鉄バス金武線及び橋本線の廃止申し出に伴い、公共交通空白地となるおそれのある地域を、条例第9条第1項に基づき生活交通特別対策区域として指定する。

名称及び位置（案）

名称	位置
金武地区生活交通特別対策区域	福岡市西区大字羽根戸，大字飯盛及び大字吉武の一部

<参考> 公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

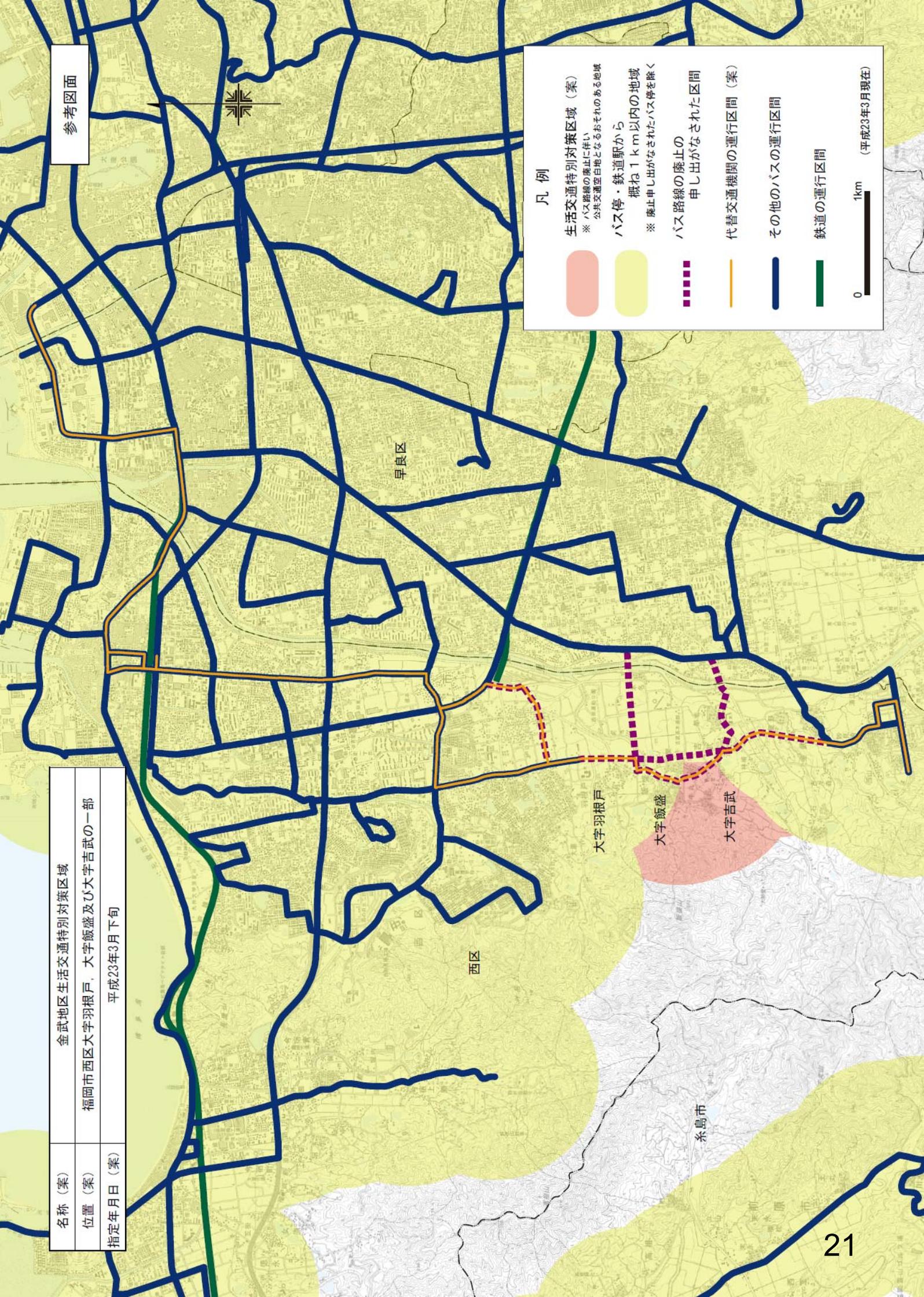
- (6) 公共交通空白地 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業（以下「路線バス」という。）における停留所（以下「バス停」という。）から概ね1キロメートル以上離れ、かつ、鉄道事業法による鉄道事業（以下「鉄道」という。）における駅（以下「鉄道駅」という。）から概ね1キロメートル以上離れた地域をいう。
- (7) 公共交通不便地 バス停から概ね500メートル以上離れた地域（鉄道駅までの距離が概ね1キロメートル未満の地域及び公共交通空白地を除く。）をいう。
- (8) 公共交通空白地等 次のいずれかに該当する地域をいう。
 - ア 公共交通空白地
 - イ 公共交通不便地
 - ウ 公共交通不便地に準ずると市長が認める地域
 - エ 路線バス又は鉄道に係る路線の廃止等に伴いアからウまでに掲げる地域となるおそれのある地域

（特別対策区域の指定）

第9条 市長は、公共交通空白地等のうち、当該地域における生活交通の確保に向けた取組の状況を踏まえ、生活交通の確保のための支援が必要と認められる地域を生活交通特別対策区域（以下「特別対策区域」という。）として指定することができる。

名称(案)	金武地区生活交通特別対策区域
位置(案)	福岡市西区大字羽根戸、大字飯盛及び大字吉武の一部
指定年月日(案)	平成23年3月下旬

参考図面



凡例

生活交通特別対策区域(案)
 ※ バス路線の廃止に伴い
 公共交通空白地となるおそれのある地域

バス停・鉄道駅から
 概ね1km以内の地域
 ※ 廃止申し出がなされたバス停を除く

バス路線の廃止の
 申し出がなされた区間

代替交通機関の運行区間(案)

その他のバスの運行区間

鉄道の運行区間

0 1km (平成23年3月現在)